

答申第 179 号

平成 16 年 4 月 27 日

神奈川県人事委員会
委員長 齊藤毅憲 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 4 月 30 日付けで諮問された図書館司書採用試験問題、正答表及び論文試験問題非公開の件（諮問第 250 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成4年度以降に実施された司書等の採用試験に係る教養試験問題及びその正答表、専門試験問題並びに論文試験問題のうち、不服申立ての対象となった情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、昭和60年以降に実施された司書等の採用試験の問題及び正答表について、神奈川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が平成15年3月25日付けで非公開とした処分のうち、平成4年度以降の人事委員会が独自に作成した教養試験問題及びその正答表、専門試験問題並びに論文試験問題(以下、これらを併せて「本件行政文書」という。)を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張は、人事委員会が本件行政文書には、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第4号に該当するとした非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 平成14年10月11日最高裁判所第二小法廷判決(平成11年(行ヒ)第28号)は、公立学校における教員採用選考の試験問題に関して、これを公開すべきであるとしており、実施機関はこの判決の趣旨を理解し、公開することを検討すべきである。

イ 過去に受験した人は、試験対策を尽くし、知らない人はどんな準備をしたらよいかわからない。公平であるべき採用試験でこのような不公平は、許されるはずがないと考える。

3 実施機関(人事委員会)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 実施機関は、昭和 59 年度及び昭和 60 年度に司書採用選考を、昭和 61 年度以降は学校司書及び司書に係る免許資格職職員採用試験（以下「司書採用試験」という。）を実施している。本件行政文書は、平成 4 年度以降に実施された司書採用試験に係る問題及びその正答表のうち、実施機関が独自に作成したものである。

イ 平成 4 年度以降に実施された司書採用試験に係る問題及びその正答表については、次の 3 種類の試験問題及び正答表から構成される。

(ア) 教養試験問題及びその正答表（択一式の問題で、後述する法人提供問題、協議会問題及び独自問題を合計して 50 題。以下「本件教養試験問題」という。）

(イ) 専門試験問題（記述式、10 題）

(ウ) 論文試験問題（1 題）

ウ 本件行政文書に係る試験の実施状況等は、次のとおりである。

平成 4 年度 学校司書 A（大学卒業程度）

学校司書 B（短期大学卒業程度）

平成 5 年度～ 9 年度 司書 A（大学卒業程度）

司書 B（短期大学卒業程度）

平成 12 年度 司書 A（大学卒業程度）

エ 学校司書 A 及び司書 A の本件教養試験問題については、特定の財団法人（以下「本件法人」という。）から提供を受けた問題及びその正答表（以下「法人提供問題」という。）特定の協議会（以下「協議会」という。）で作成された問題及びその正答表（以下「協議会問題」という。）及び実施機関が独自に作成した問題及びその正答表（以下「独自問題」という。）から構成される。協議会問題は、法人提供問題を協議会で検証して、修正したものである。また、学校司書 B 及び司書 B の本件教養試験問題は、すべて法人提供問題である。

オ 平成 14 年度に実施した 種試験（大学卒業程度の行政職及び技術職の試験）については、当初は予定がなく、年度途中で急きょ実施することになったため、本件法人から試験問題の提供を受けることができず、地

方公共団体の試験問題作成の受託を行っている民間の団体に試験問題を作成させた。

カ 専門試験問題及び論文試験問題は、実施機関が独自に作成した問題である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 本件教養試験問題について

(ア) 試験の目的を損なうことについて

a 本件教養試験問題を公開すると、受験者が過去の問題の反復練習、出題の予想などの受験対策に拘泥し、受験技術を向上させ、高得点をあげる可能性がある。その結果、受験技術にたけた者が合格者を占め、平素の学生生活から得た公務員として必要な一般的知識の程度等を測定するという教養試験が本来有する目的を損なうことになる。

b 公開しない場合、過去の受験者が有利になることは認めるが、受験者の本当の能力を見るためには、結果が検証されている過去の試験問題が最も有用である。公開すると過去の試験問題により受験者が訓練して、機械的に受験するため、受験者の真の能力が測れなくなる。

(イ) 問題作成の困難性について

a 本件教養試験問題は、択一式であって、限られた分野の中で基礎的内容について出題されており、過去の問題と同一傾向の問題が多数出題されている。こうしたことからすると、これを公開すれば、類似の問題の作成を避ける必要性がこれまで以上に生じ、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになる。

b 独自問題のみを公開した場合でも、一定の期間の独自問題がまとめて公開されると、本件法人は、問題を作成する際に独自問題との重複を避けることが要求されることとなり、その確認作業などで問題作成の事務の円滑な実施に支障を生じることが十分予想され、その結果、今後本件法人から問題を提供されなくなることが考えられる。その場合、すべての問題を実施機関が独自に作成しなくてはな

らないが、現在の実施機関の体制でこれを行うことは困難である。

- c 不服申立人が引用する平成 14 年 10 月 11 日の最高裁判決は、教員の教養試験についての判決である。教員の場合には、出題の分野に係る教員を集めてチームを編成して、独自の試験問題を作成することができるが、実施機関においては限られた職員で多様な職種の試験問題を作成するため、そのすべてについて独自の問題を作成することはできず、教員の教養試験とは公開した場合の影響の大きさが違う。

人事院や特定の都道府県は、試験問題を公開しているが、それは試験問題を専門に所管するセクションを置き、試験問題の作成を専任で行える仕組みになっているために可能となっているものである。実施機関は、そのような体制になっていないので、直ちにこれらと同様に試験問題を公開することはできない。

- (ウ) 以上のことから、本件教養試験問題を公開すると、実施機関における事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすため、条例第 5 条第 4 号に該当する。

イ 専門試験問題について

- (ア) 平成 4 年度以降、延べ 13 回の試験を実施しており、専門試験問題は合計で 130 題となる。この 130 題が公開されることになれば、過去に出題した問題との重複を避けて出題しなければならなくなるが、そもそも専門試験の出題範囲は限られており、その出題範囲が一段と狭められるため、問題が高度なものやさ末なものになるおそれが強くなる。さらに、傾向と対策といった受験技術偏重傾向を助長し、受験者の真の能力の検証を困難にするおそれが強くなることから、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼし、条例第 5 条第 4 号に該当する。

- (イ) 専門試験問題は記述式であり、出題している有識者に基準を任せて採点してもらっているため、正答表は存在しない。

ウ 論文試験問題について

論文試験問題が公開されることになれば、作成者において、同一傾向の出題を避けるなどの配慮が必要となること、また、他の試験の論文試

験の出題予測が容易になるなどの影響が生じること、さらに、傾向と対策といった受験技術偏重傾向を助長し、受験者の真の能力の検証を困難にするおそれが強くなることから、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすため、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。なお、不服申立人は、意見陳述を希望しなかったため、口頭による意見聴取を行わなかった。

(2) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成4年度以降に実施された司書採用試験に係る問題及び正答表のうち、実施機関が独自に作成したものである。

イ 平成4年度以降に実施された司書採用試験に係る問題及びその正答表については、次の3種類の試験問題及び正答表から構成される。

(ア) 本件教養試験問題(択一式の問題で、法人提供問題、協議会問題及び独自問題を合計して50題)

(イ) 専門試験問題(記述式10題)

(ウ) 論文試験問題(1題)

ウ 実施機関の説明によると、学校司書A及び司書Aの本件教養試験問題については、法人提供問題、協議会問題及び独自問題から構成され、協議会問題は、法人提供問題について協議会で検証して、修正した問題であり、また、学校司書B及び司書Bの本件教養試験問題については、すべて法人提供問題とのことである。

エ 専門試験問題及び論文試験問題は、実施機関が独自に作成した問題であることが認められる。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関又独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げる

おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件教養試験問題について

(ア) 本件教養試験問題のうち、法人提供問題及び協議会問題は不服申立ての対象外であるため、不服申立ての対象となるのは、独自問題である。

(イ) 試験の目的を損なうことについて

a 実施機関は、本件教養試験問題を公開すると、受験者が過去の問題の反復練習、出題の予想などの受験対策に拘泥し、受験技術を向上させることによって、高得点を取る可能性があり、その結果、受験技術にたけた者が合格し、公務員として必要な一般的知識の程度等を測定するという教養試験が本来有する目的を損なうことになる旨説明している。

しかし、仮に本件教養試験問題を公開したとしても、教養試験問題は出題範囲が限られるものではなく、公務員として必要な一般的知識に関する出題をするものであるから、出題範囲が容易に推測されるとは認め難いし、また、出題を工夫することにより、異なる観点からの出題を行うことは可能であると考えられる。

b 実施機関は、公開しない場合、過去の受験者が有利になることは認めるが、受験者の本当の能力を見るためには、結果が検証されている過去の試験問題が最も有用である旨説明している。

過去の試験問題が有用であるという点については理解できなくもないが、既に同種の試験問題が公開されている例もあることなどの現状を考えると、過去の試験問題を公開することにより、これを利

用できなくなることによって、採用試験が実施できない状況になるとまでは認められない。

(ウ) 問題作成の困難性について

実施機関は、独自問題のみを公開した場合でも、本件法人においては、今後、問題を作成する際に独自問題との重複を避けることが要求され、その結果、今後本件法人から問題を提供されなくなるおそれがあり、その場合に、すべての問題を独自に作成することは、現在の実施機関の体制では困難である旨説明している。

しかし、過去に出題された問題との重複を避け、審査にふさわしい問題を作成するという問題作成者の負担は、問題及び解答の公開の有無によって変化が生ずるものではないと考えられる。その上、既に同種の試験問題が公開されている例もあること、公務員採用試験に関する過去の教養択一式試験の出題例を編集した問題集等が市販されていることなどからすると、独自問題が公開されたからといって、この種の問題作成の専門的な機関であると考えられる本件法人における問題作成に直ちに支障が生じるとは認め難い。

また、仮に、本件法人から神奈川県に試験問題を提供されなくなった場合、多様な職種の試験問題のすべてについて独自の問題を作成することが困難であるという実施機関の事情は、理解できなくはないが、本件法人以外の民間法人等も地方公共団体の試験問題の作成を行うことが可能であると考えられることからすると、そうした場合にも実施機関において必ずしもすべての試験問題を独自に作成しなくてはならない状況にあるとは認められない。

(エ) 以上のことから、本件教養試験問題のうちの独自問題は、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

エ 専門試験問題について

実施機関は、専門試験問題について、出題範囲が限られており、その出題範囲が一段と狭められるため、これを公開すると、問題が高度なものやさ末なものになるおそれが強くなること、さらに、傾向と対策とい

った受験技術偏重傾向を助長し、受験者の真の能力の検証を困難にするおそれが強くなることから、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼし、条例第5条第4号に該当すると説明している。

しかし、専門試験問題は記述式であるため、記述のさせ方により変化をもたせることが可能であると考えられる。また、過去に出題された問題との重複を避け、審査にふさわしい問題を作成するという問題作成者の負担は、問題及び解答の公開の有無によって変化が生ずるものではないから、問題とその解答の公開により問題作成者の負担が増大するとは認められない。

また、司書にかかわる知識を問うことが専門試験の趣旨であるならば、出題範囲や傾向が明らかとなり、その結果、受験しようとする者が傾向と対策を行ったとしても、総体的に受験生の得点能力が高くなり、合格を望む受験者はより詳しい知識あるいは関連のある分野の知識を習得することなどを要請されることとなると考えられ、受験者の真の能力の検証を困難にするとは認められない。

以上のことから、専門試験問題は、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障が生じるとは認められず、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

オ 論文試験問題について

論文試験問題について、実施機関は、これが公開されることになれば、問題作成者において、同一傾向の出題を避けるなどの配慮が必要となること、また、他の試験の論文試験の出題予測が容易になるなどの影響が生じること、さらに、傾向と対策といった受験技術偏重傾向を助長し、受験者の真の能力の検証を困難にするおそれが強くなることから、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす旨説明している。

しかし、論文試験問題は、必ずしも出題範囲が限られているものではないため、同じ問題を避けることが困難であるとは考えられない。また、仮に同じ問題になったとしても、論文試験問題は、思考力、創造力、判断力、柔軟性等を評価するものであるため、解答の論述の仕方によって評価は異なるものと考えられ、公開することによって、事務事業の適正

な遂行に支障が生じるとは認められない。したがって、論文試験問題は、
条例第5条第4号に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 4 月 30 日	諮問
5 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 6 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 10 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 24 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 1 月 8 日 (第 30 回部会)	審議
1 月 23 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 12 日 (第 31 回部会)	審議
3 月 26 日 (第 32 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年4月27日現在)(五十音順)